

大淀町立学校における働き方改革 基本方針

令和6年4月 大淀町教育委員会

はじめに

本町において、学校が魅力ある場所となり、子どもたちが学習・生活に生き生きと自己実現し、楽しく過ごせるように、日々、先生たちが一丸となって、指導や支援に全力を尽くしており、その姿は誇りに思うところです。一方で、先生たちが担う業務は、年々増大しており、長時間勤務が常態化し、深刻化しています。このことを受けてこれまでも、施設の整備や事務処理等の効率化、人的支援の充実など、業務改善・負担軽減に向けた取組を進めておりますが、まだまだ十分とは言えない状況にあります。

令和4年12月の中教審答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修の在り方について」では、「学校教育の成否は、教師の力に大きく依存していることは言うまでもない。今後、『令和の日本型学校教育』を実現できるかどうか、時代の変化に応じた質の高い資質能力を身に付けた教師の安定的な確保と、教師のライフサイクルの変化も踏まえ一人一人が生き生きと活躍できる環境の整備にかかっている。」と記されています。

国を挙げて教職員の働き方改革に向けての動きが加速する中、本町においても、奈良県教育委員会が策定した『学校における働き方改革推進プラン』を参考にして、実態に即した総合的な取組方針を策定することといたしました。本方針に基づき、計画的に丁寧に取組を進めていくことで、先生たちが心身ともに健康で毎日笑顔で子どもたちと向き合い、教育にかける理想や想いを十二分に発揮できる環境を整え、本町の子どもたちの健やかな成長につなげていきたいと考えております。

保護者の皆様や地域の方々のご理解とご協力をどうかよろしく申し上げます。

大淀町教育委員会 教育長 廣見敦志

1. 策定趣旨

学校における働き方改革の目的について、文部科学省は、「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」としています。（平成31年1月中教審答申より）

また、奈良県教育委員会の策定した『学校における働き方改革推進プラン』の目的は「子どもと向き合う時間を十分に確保し、教育の質の向上を図る」となっています。

これらに鑑み、本町の「大淀町立学校の働き方改革基本方針」は以下を趣旨とします。

先生たちが笑顔で子どもたちと向き合い、

先生でなければできないことに全力を尽くせる環境づくりを推進することで、

学校教育の質を向上させ、子どもたちの健やかな成長につなげる

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることを意味する概念である「ウェルビーイング」という言葉が近年注目を浴びています。このような状態にあるには、まず自分自身が健康であり、生活の保障がされている状態で、自らの人生を豊かにできる心のゆとりが必要です。そこから学び続ける意欲や意識が生まれ、自らの使命や責任に基づき、個にこだわらない集団や社会のウェルビーイングに深化していくとされています。

先生たちがそのような状態でこそ、真に子どもと笑顔で向き合うことができ、先生が先生としてすべきことに没頭できるのではないかと考えています。また、そのような学びの場においてこそ、子どもたちも心の底から先生を信頼して、安心して学習に生活に自己実現でき、子どもたちの学校でのウェルビーイングが実現していくと考え、本趣旨を定めました。

趣旨実現のためには、時間外在校時間の縮減を追求していくだけでは不十分です。単なる数値の減少のみを目指すのではなく、保護者の皆様や地域の方々のご理解とご協力を得ながら外的な教育環境の整備を行うことや、総業務量の削減やスリム化など内的な教育環境を整えるなど、総合的にバランスよく進めていくことを念頭に置き、取り組んでいきたいと考えています。

2. 取組の柱

以下の3つの柱によって、業務を明確化し、適正に改善していく取組を進めます。

- (1) 人的支援や施設・設備の整備による業務適正化**
- (2) 学校の組織・運営マネジメントによる業務適正化**
- (3) 保護者・地域・町長部局との連携・協働による業務適正化**

(1)は主に教育委員会、(2)は主に各学校・教育委員会にて取組を進め、(3)は保護者の皆様や地域の方々、役場職員等の協力を得て教育委員会・各学校が進めるものではありますが、縦割りに役割を分担して行うものではなく、お互いにそれぞれの立場で進めなければならないこと、実現できそうなこと、協力できること、支えられそうなことなどを意識し、連携して取り組まなければならないと考えています。例えば、教育委員会が業務改善のために備品を導入したとしても、その活用の具体を学校現場がイメージできていない状態であれば、それは無用の長物になってしまいます。

そのようなことにならないように、教育委員会として、事務局職員、各学校現場の管理職や先生たちと丁寧に想いを重ねて、保護者の皆様や地域の方々のご協力、役場の職員等の支援を得て、確実に進めていくことができるような一体的な取組として業務の明確化・適正化を図ってまいります。

3. 取組の内容

2で示した取組の柱に即して、以下にその内容を示します。ここに示す内容以外にも、必要に応じて各関係機関と相談・協議して取組を進めていきます。

(1) 人的支援や施設・設備の整備による業務適正化

- 町費講師・特別支援教育支援員の継続的配置
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど教育相談体制の充実
- スクールサポートスタッフの配置
- 統合型校務支援システムの導入・活用推進
- ICTの整備・活用推進
- 業務改善に係る施設・設備・備品等の充実 など

(2) 学校の組織・運営マネジメントによる業務適正化

- 町指導主事・学校教育指導員・特別支援教育コーディネーターによる学校の組織運営体制への指導助言
- 教育支援センター等の関係機関との連携体制の充実
- 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施
- 校務分掌の整理と業務の平準化
- 学校全体の業務の精選
- 先生たち自身の働き方の点検・確認
- 学校部活動の土日地域移行の推進
- 学校給食会計の公金化・公会計化 など

(3) 保護者・地域・町長部局との連携・協働による業務適正化

- 保護者の皆様や地域の方々の学校ボランティアへの参画推進
- 学校運営協議会制度の導入
- 保護者の皆様や地域の方々への啓発・広報 など

4. フォローアップ

3で示した取組の着実な実行を図るため、先生たちの勤務実態の調査や毎年度における取組の効果検証を行うとともに、各学校現場の状況や国・県の動向を踏まえて、随時基本方針の見直しを行うこととします。

5. 学校に係る支援

教育委員会は、学校における先生たちの働き方改革の推進に向け、必要な支援を適宜適切に実施していきます。

また、長時間勤務やメンタルヘルスに関する相談の窓口を設置します。

【長時間勤務等の勤務条件やメンタルヘルス不調等の健康障害に関する相談窓口】

大淀町教育委員会事務局 学務課 TEL：0747-52-1522

受付：平日9時～12時・13時～16時（祝日及び年末年始を除く）